

平成21年第2回野洲市議会臨時会会議録

招集年月日 平成21年5月25日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員 1番 太田 健一 2番 野並 享子
 3番 小菅 六雄 4番 立入三千男
 5番 内田 聡史 6番 奥村 治男
 7番 西本 俊吉 8番 矢野 隆行
 9番 梶山 幾世 10番 田中 良隆
 11番 藤下 茂昭 12番 中島 一雄
 13番 田中 孝嗣 14番 中田 幸子
 15番 小島 進 16番 本田 章紘
 17番 川口 東洋 18番 三和 郁子
 19番 鈴木 市朗 20番 原田 薫
 21番 田中栄太郎 22番 林 克
 23番 河野 司
 24番 秦 眞治
 不応招議員
 出席議員 応招議員に同じ
 欠席議員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	副市長	川尻 良治
教育長	南出 儀一郎	政策調整部長	南 喜代志
総務部長	前田 健司	市民部長	橋 俊明
健康福祉部長	新庄 敏雅	都市建設部長	山中 重樹
環境経済部長	岡野 勉	環境経済部政策監	土肥 義博
教育部長	東郷 達雄	政策調整部次長	富田 久和
政策調整部次長	中島 宗七	総務部次長	高田 一巳
市民部次長	川端 良雄	健康福祉部次長	佐敷 政紀
都市建設部次長	林 隆	環境経済部次長	山本 治一郎
教育部次長	田中 善広	企画財政課長	立入 孝次
総務課長	川端 弘一		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 正二	事務局次長	井狩 重則
書記	三上 忠宏	書記	辻 昭典

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議第42号から議第47号まで一括上程
(専決処分につき承認を求めることについて(野洲市税条例等の一部を改正する条例)他5件)
提案理由説明、質疑、討論、採決

開議 午前9時00分

議事の経過

(開会)

○議長(河野 司君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、平成21年第2回野洲市議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

これより、日程に入ります。

(日程第1)

○議長(河野 司君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員23名、欠席議員1名、欠席議員は第24番、秦眞治君であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元に配付しておりますのでご了承願います。

次に、平成21年第1回野洲市議会定例会において可決されました、今後の保育制度の検討に係る意見書につきましては、平成21年3月27日付をもって、内閣総理大臣をはじめ関係方面に提出しておきましたので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(河野 司君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第16番、本田章紘君、第17番、川口東洋君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(河野 司君) 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日間にいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(河野 司君) ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間に決定いたしました。

(日程第4)

○議長(河野 司君) 日程第4、議第42号から議第47号まで、専決処分につき承認を求めることについて(野洲市税条例等の一部を改正する条例)他5件を一括議題といたします。

事務局に議件を朗読させます。

○事務局長(田中正二君) 皆さん、おはようございます。それでは、議件を朗読させていただきます。

議第42号専決処分につき承認を求めることについて(野洲市税条例等の一部を改正する条例)、議第43号専決処分につき承認を求めることについて(平成20年度野洲市一般会計補正予算(第6号))、議第44号専決処分につき承認を求めることについて(平成20年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号))、議第45号専決処分につき承認を求めることについて(平成20年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算(第3号))、議第46号専決処分につき承認を求めることについて(平成20年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第5号))、議第47号野洲市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例。

以上であります。

○議長(河野 司君) 議件の朗読が終わりましたので、市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成21年第2回野洲市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には多数出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本臨時会におきましては、専決処分につき承認を求めることについて5件、また議決案件としまして条例の一部改正1議案につきまして、ご審議をお願いするものでありますので、よろしく願いをいたします。

議第42号専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布されたことに伴い、野洲市税条例の一部を改正する必要が生じたことから、同条例並びに平成20年改正条例附則の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

第1条は、個人市民税の公的年金からの特別徴収で、特別徴収税額に加算して徴収する規定が削除されたこと、寄附金税額控除の課税の特例の見直し、固定資産税の非課税施設等に一般社団法人等が設置する看護師、歯科衛生士や助産師、臨床検査技師などの養成所を新たに加えること、固定資産税の負担調整措置を平成23年度まで継続するものであります。

第2条は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律が昨年12月5日に公布されたことに伴い、新築住宅等に対する固定資産税の減額規定を追加するものであります。

第3条は、個人の市民税における配当割、株式等譲渡所得割の特例規定の廃止が主なものであります。

次に、議第43号専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。平成20年度野洲市一般会計補正予算第6号につきましては、別冊の平成20年度野洲市補正予算書をご覧ください。

まず、1ページをお願いします。今回の補正につきましては、各種譲与税、交付金、交付税等の額の確定、起債同意額の確定による過不足の調整や財政調整基金の積み立てなどを主なものとして補正したもので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,454万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を186億6,163万5,000円としたものであります。

次に、第2条地方債の補正については、8ページの第2表をご覧ください。地方債の限度額につきましては、それぞれの事業の同意額の確定により、合計で2,940万円を減

額したものであります。

それでは、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。24ページをご覧ください。

総務費では、財政管理費で財政調整基金に6,169万円の積み立ての追加をしております。

民生費では、障がい者福祉費において、公共施設で使用する聴覚障がい者用の補聴器等の購入で31万3,000円を追加し、国民健康保険事業費においては、特別会計の決算見込みにより、特別会計繰出金1,031万7,000円を減額し、老人保健事業費で、特別会計決算見込みにより、特別会計繰出金を626万7,000円追加しております。

次に、26ページ、農林水産業費の農業集落排水事業費につきましては、下水道事業特別会計のうち、農業集落排水事業分の決算見込みにより、特別会計繰出金241万円を追加したものであります。

続きまして、30ページ、土木費の下水道事業費では、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の決算見込みにより、特別会計繰出金1,348万9,000円を追加したものであります。

次に、消防費では、湖南広域行政組合の消防事業の精査により、負担金979万8,000円を減額し、消防団員の退職者の確定による退職報償金で49万円を増額したものであります。

なお、その他の補正につきましては、起債同意額の確定に伴う補正であり、財源更正を行ったものであります。

これに見合う歳入といたしまして、16ページをご覧ください。

地方譲与税では、額の確定により、自動車重量譲与税で3,006万4,000円を追加し、地方道路譲与税では167万1,000円を減額しております。

次に、県税交付金関係では、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金及び18ページの地方消費税交付金において減額し、自動車取得税交付金を追加したものであります。

次に、地方交付税では、特別交付税の確定により1億3,703万4,000円を追加しております。

20ページ、国庫支出金及び県支出金では、それぞれ保険基盤安定負担金の決定により、減額をしております。

次に、市債では、それぞれの事業について同意額の確定により、2,940万円を減額

しております。

続きまして、議第44号専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。平成20年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号につきましては、35ページをご覧ください。今回の補正につきましては、国、県の負担金等の決定による減額や療養費の不用見込み額の減額を主なものとして補正したもので、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ9,971万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を40億2,540万円としたものであります。

50ページをご覧ください。それでは、歳出の主な内容について、ご説明申し上げます。

保険給付費におきましては、医療費の動向により不用額を減額したもので、一般被保険者療養給付費で6,698万3,000円を、退職被保険者等療養給付費で1,372万8,000円をそれぞれ減額したものであります。

次に、52ページ、保健事業費では、特定健康診査等事業費の健診委託料において、健診単価が安くなったことなどから、不用見込み額として1,900万円を減額したものであります。

これに見合う歳入につきましては、46ページをご覧ください。

国庫支出金につきましては、補助金等の交付額が確定したことからそれぞれ減額し、療養給付費負担金につきましても、交付金額が確定したことから1,372万8,000円を減額したものであります。

次に、48ページ、県支出金につきましても、補助金等の交付額の確定により減額しております。また、繰入金の一般会計繰入金につきましては、繰入基準に応じて確定した過不足額を組み替えることにより、1,031万7,000円を減額したものであります。

続きまして、議第45号専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。平成20年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算第3号につきましては、57ページをご覧ください。今回の補正につきましては、国庫支出金の決定及び医療費等の実績が確定したことから、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ823万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億9,101万8,000円としたものであります。

70ページをご覧ください。それでは、歳出の内容についてご説明申し上げます。医療諸費につきましては、医療費の実績が確定したことから、医療給付費で408万円を、医療費支給費で412万9,000円を、審査支払手数料で2万8,000円をそれぞれ減額したものであります。

これに見合う歳入につきましては、68ページをご覧ください。

国庫支出金では、現年度概算交付額の確定により1,450万4,000円の減額となり、一般会計繰入金に626万7,000円を追加したものであります。

続きまして、議第46号専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。73ページをご覧ください。

平成20年度野洲市下水道事業特別会計補正予算第5号につきましては、使用料の減額や流域下水道建設事業負担金の減額を主なものとして補正したもので、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,291万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を31億3,727万8,000円としたものであります。

次に、第2条地方債の補正については、78ページの第2表をご覧ください。地方債の限度額につきましては、流域下水道事業の建設負担金の確定により2,000万円を減額したものであります。

それでは、歳出の主な内容について、ご説明申し上げます。

88ページをご覧ください。公共下水道事業費の管渠管理費では、下水道台帳作成業務委託及び浄化センター維持管理負担金の確定により1,622万5,000円の減額をしたものであります。また、管渠築造費では、湖南中部流域下水道建設事業費負担金及び管渠工事などの確定により、不用見込み額として2,668万6,000円の減額をしたものであります。

これに見合う歳入につきましては、86ページをご覧ください。

使用料及び手数料の農業集落排水使用料、公共下水道使用料並びに特定環境保全公共下水道の現年度分の合計で3,881万円を減額し、繰入金の一般会計繰入金合計で1,589万9,000円を追加しております。

また、市債の下水道事業債では、流域下水道事業債で2,000万円を減額しております。

議第47号野洲市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

去る5月1日付の人事院勧告を受け、6月の期末・勤勉手当で調整的措置を講ずることが適当であるとし、暫定的な措置として支給月数の一部を凍結する給与改定が閣議決定されたことにより、本市の市長等の給与におきましても、閣議決定の趣旨に沿った給与改定を行うため、野洲市長等の給与及び旅費に関する条例、野洲市教育委員会教育長の給与、

勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

また、議長、副議長及び議員に関しましても野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例第5条第2項の規定に基づき、市長等の給与の改正に準じた内容となるものであります。

なお、本条例は公布の日から施行するものであります。

以上、説明を終わります。

失礼いたしました。先ほどの補正の説明で、地方譲与税では額の確定のところ、自動車重量譲与税の数値を間違いました。改めて訂正をさせていただきます。自動車重量譲与税で306万4,000円を追加し、ということでございます。

以上、訂正を終わらせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河野 司君） これより質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

暫時休憩をいたします。再開の時間は、追って連絡いたします。

（午前9時17分 休憩）

（午前9時25分 再開）

○議長（河野 司君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案質疑通告書が提出されましたので、これを許します。

まず、第2番、野並享子君。

○2番（野並享子君） おはようございます。

議第47号野洲市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について、第3条関係についての質疑を行います。

公務員の給与というのは、人事院が勧告により決められていることになってはいますが、それは公務員の労働組合がスト権を剥奪されたからであります。そのために人事院が民間の賃金を調べて、8月に勧告を出していますが、前倒しで減額を勧告するのは初めてであり、ルール違反ではないでしょうか。見解を求めたいと思います。

次に、公務員の一時金の削減、今回2.15カ月を0.2カ月削減をする、平均大体6万円と言われてはいますが、春闘真っ最中の民間中小企業の賃金を抑え、また今審議が始まっています地域別最低賃金改定にも冷水を浴びせるのではないのでしょうか。さらに、内需拡大による景気回復が求められ、そのために補正予算を出しております。そういったこと

を行いながら、内需をふやす一時金削減を前倒しで行うことは、消費を低迷させ、景気悪化の悪循環を加速させることにはならないでしょうか。見解を求めます。

この一時金カットは、自民党が減額法案を検討し始めたことが発端であります。人事院の勧告は、政府与党の政治的な動きに追随するものだと思いますが、見解を求めたいと思います。

なお、1条、2条関係につきましては、市長、教育長、議員の関係であり、現状では仕方がないものと思われまますので、第3条関係のみの質疑といたしますので、よろしく願います。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 皆さん、おはようございます。

それでは、野並議員の野洲市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の第3条部分につきましてのご質問に、私の方からお答えをさせていただきたいと思ます。

今回の臨時の人事勧告につきましては、通例ですと8月に勧告を行うところでございますが、昨年来の景気の急速な悪化によりまして、夏期一時金が大幅に減額となります民間企業が相次いでいるという異常事態を受けて、人事院が例年になく措置として行った特例措置でございます。このことから、今回の措置におきましては、公務員の給与水準を民間企業の従業員の給与水準と均衡させるという、いわゆる民間準拠の基本を外れたものではなく、今回の臨時の勧告につきましては、基本的に理解をするものでございます。

次に、公務員の一時金の削減が民間の中小企業の賃金に及ぼす影響、また消費の低迷、あるいはまた、景気悪化を助長するのではないかとのご意見でございますが、現在の経済情勢を反映し、社会一般の情勢に適応するものであると考えております。

また、今回の特例措置が政府与党の政治的な動きに追随するものではないかという点についてでございますが、今回の措置につきましては、政治的な動きとは別に、人事院が独自に特別調査の結果に基づき勧告したものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） 公務員の給与というのは、今までからも民間と比べていくということで、されてきた。以前引き下げが行われたときに、私、質疑で、足の引っ張り合いをしていったのではないと言ったのです。民間が下げたから、公務員も下げる。公務員

が下げたのだから、民間も下げる。こういうふうな、賃金をそれぞれが下げ進んでいったときに、いったい底はどこになるのかということです。

野洲の村田製作所、去年の夏ぐらいの時点でも経営者側からは、10年ぐらい従業員を食べさすだけのお金があるということをおっしゃっていた。従業員の皆さんから聞き及んでいるのです。要は、内部留保が10年も食べさせるだけのお金があってもなお、景気が悪くなって減収になったからといって、非正規雇用を切っていくとか、また生産調整といって夜勤をなくし日勤だけにして給料水準を下げていくとかというふうな形で、本当に今平均的に10万円ぐらい賃金下がっているというのが報道されていますね。大変な事態になっているのです。ローンも抱え、子どももいて、そして三菱で働いておられる方なんかは、アルバイトもしたらいけないということで、10万円からの減収を本当にどうしたら捻出できるのか。結局両親、おじいちゃん、おばあちゃんがフォローをしないとイケないというような、そんな事態になっています。そうしたら、三菱が本当に内部留保もなくて、赤字で大変かといったら確かにここ何期かの収支はマイナスで赤字になったと思いますが、内部留保があります。こういった部分を使わずして、すべて労働者の賃金にかぶせてきている。もうけが減ったといって賃下げをする。そうしたら、大もうけしたときにもっともっと皆さんの給料が上がったかといったら、そうでないのですよ。ぼちぼち、ぼちぼちしか上げていかない。こういった状況に今現状なっているというのを認識されているのでしょうか。

市長、ご答弁をまずお願いいたします。

こういう中において、今の民間に合わすということをおっしゃいました。それは、民間の中にもいろんな民間があろうかと思えます。大変な中小企業の、全面的に生産ストップされて、全く仕事がなくなってしまった。正社員も人員整理をされているということも、私も聞いております。ですから、一概にすべての企業に内部留保があるということはありませんが、そういった中小企業に対してはそれこそ国がフォローをしないとならないと思うのです。従業員の首を切るとか、賃下げをするのでなく、そこに国の税金を投入していくというのが必要ではないか。内需拡大といって今回大盤振る舞い、いろんなばらまきがされました。本当に必要なところに、税金の投入がされたのだろうかという疑問があるのです。そういった、民間がどうしてもというようなところに手当をせず、全体的に落ちたのだからといって公務員の賃金を削減していく。そして、この春闘真ただ中の民間の賃金も下げていっているというような状況、そしてまた、最低賃金、今1時間1,00

0円というのを、皆さん、声を大にして上げておられます。ここら辺も、上げていかないと非正規雇用の人の賃金レベルが本当に低いのです。3月議会でも言いましたけども、1カ月14万円しかもらっていないような、今そういったレベルの非正規雇用の現状。これが、時間単価が1,000円になれば、もっと上がります。そういう意味で、最低の賃金の改定を上げていかななくてはならないのに、こういった部分にも、公務員も下げた、民間も下げた、そんな中で上げていくという方向が見出せない。というような状況にもなるかと思えます。そして、何よりも景気回復というならば、消費をふやさないといけないのです。1万2,000円の定額給付でどれだけ消費が上がりますか。本当に、こういった意味では、この消費の拡大をしていくというためにも、労働者の賃金を下げるとするのは、悪循環になります。景気回復、景気回復といって、そのような今回の第2次補正でも、ダム建設とか大きな港をつくるとか、高速道路をまた小泉さんが凍結とおっしゃったのに、それを復活するとかね。そういうふうな形で、今ばらまきというのか、無駄な公共事業が行われようとしている。税金の使い方が本当に間違っていると思うのです。こういった、国が行っていることに対して、市長はどういう見解をお持ちなのでしょう。

今、最後に独自の調査ということをおっしゃいましたけども、今回の人事院の勧告の調査は、これまでよりもかなり抽出、ピックアップしての調査という形になっていますね。調査モデルの件数が非常に少ないということが報道されていましたが、結局は下げるための調査、つじつま合わせというような状況ではないか。しかも、前段言いましたように、内部留保がありながら賃下げをしていっているというように合わせていっておられるのではないのでしょうか。こういう意味におきましても、やはり自民党が今度の衆議院選挙を前にして、点数を稼ぐためにされようとしているのか。そういった部分があるとしたら、非常に残念であります。まずやはり、一番働く人たちの懐を確保していくということが、内需拡大につながっていくというふうに思いますが、見解を求めます。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の再質問にお答えをさせていただきます。

幾つかご質問いただきましたけれども、誰も職員の給与を下げたいと思っている給与支払い者はないと思いますけれども、まず今回の課題の基本は人事院の勧告が出されたということでございまして、勧告に従わない根拠が基本的にないと、別の見方から見ますと。それと、先ほど総務部長がお答えしましたように、昨年来の100年に一度と言われている急激な経済の不況、これにかんがみでの措置だというふうに思っております。

説明のところでもさせていただきましたように、本来ですと8月、そしてから年内ということなのですが、昨年からも見ていますと当然公務員給与は下げざるを得ないという見通しが立っています。恐らく、今回人事院は12月で調整すると、もっと大きくなるということで、先に暫定的にしたということでもございますので、現実的な措置ではないかなというふうに考えております。

あと、民間のことについての見解と言われるのですが、恐らく民間の給与がどう決まるかという、申すまでもなくそれぞれの産業あるいは企業の中での収益性、あるいは労働の需要と供給の問題や、あるいは技術的な、あるいは職員の能力評価ということできまぎまぎでありまして、単に公務員給与を前提にして民間の給与が決まっているというのではなくて、現に人事院の制度が民間給与を参考にして公務員給与を決めるということから制度が成り立っていますように、民間の給与が先に決まるということでもございますので、今回も臨時的な措置ではありますけれども、民間を前提にしたものであって、公務員給与によって今野並議員がご指摘のように、民間給与が逆に決まるというものではないだろうというふうに思っております。

あと、政府の施策につきましては本来と外れますが、これは国の観点から必要な経済対策が打たれているものだろうというふうに思っております。

それと、あと、国の制度として人勧があるということにつきましても、これは基本的に従来もそういう制度で成り立っておりますので、先ほど申し上げましたように、今回勧告が出されたということでもって、やはり従うのは当然だろうと思っております。

それで、逆の見方からしますと、これほど、今野並議員が言われたように、民間の給与が5万、10万、実態として削減されているという情報が入っています。この状況の中で、公務員の給与だけが何の措置もされていないということについての説明も困難ではないかと。これは、第3の見方になると思えますけれども、こういった見方からしても、今回の措置は妥当なものではないかなというふうに考えております。

以上、野並議員の再質問にお答えをさせていただきます。

○議長（河野 司君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） 今私、民間企業の賃金下げのところでは言ったのは、大企業なので、三菱とか。本当に大手企業で、本来は内部留保をいっぱい持っていて、そのときにそれを引き出さなければならないのに、それは温存し、配当の利息の削減もせずに配当だけはきっちりとし、株主優先にして労働者にはしわ寄せをするという、本当に今大手企業

の社会的な責任を果たしていない中で、賃金がダウンしてきているという部分があるのです。ですから、中小企業とまた大手の企業とは全然違いますので、そういった中で民間が下がってきているからそれに合わせていくというのではなくて、民間の懐に抱えている内部留保のお金があるだったら、賃金に出すべきだということも、声を上げていかない限り、減収になったからといって賃金にしわ寄せさせていく。公務員も、民間が下がっているのだから、仕方がないという形で下げていくというシステムをつくっては、私は、ならないと思います。

公務員というのは、これまでも労働条件を民間のベースを引き上げる役割を果たしてきました。私も、子どもを産み育てましたけども、民間では育児休業というのもまだなかった時代。けども、公務員の教師なんかにはあった。無給だったそういう中で、民間でようやく始まって無給だった。けども、公務員は賃金保証が全額ではないにしても、行われた。そういうふうないろんな意味。民間で育児休業をとれば、給料が全く入りませんから、自分の負担の社会保険料を会社に持っていかなければならない状況だったのです。そういうゼロでありながら、払いながら、社会保険料を2分の1、自分の分を払いながら、育児休業をとるといような、そんな時代でした。それをどんどん引き上げていったというのは、公務員の労働条件を引き上げていって、民間を押し上げていったのですよ。底上げを図っていったのです。そういう役割を公務員が果たしているのです。公務員の人勧というのは、そういったレベル、世界的なレベルに上げていくという役割を果たしていたのです。世界では当たり前なのです。育児休業、あって当たり前。それが有給であって、当たり前なのです。そういう意味を、公務員が労働権を剥奪された中で底上げを図っていったという、そういう大きな歴史の流れに人勧が出していつているというふうな部分、そしてまた、労働組合の運動が伴って、全体的な日本の労働条件を引き上げてきたのです。

今本当に労働条件を引き上げなければならない、世界の中でも劣悪な日本のセーフティネットのない労働条件になっている中で、もっともっと公務員が頑張って引き上げを図っていかなければならないというふうに、私は思いますが、市長、この件に関して、最後ご答弁をお願いいたします。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

ご指摘のように、公務員の労働条件が、民間に好適な、よい影響を及ぼしたというケースはないわけではないと思いますけども、今回課題になっているのは、公務員の給与につ

きましては民間の給与を参考にして、具体的に何パーセントどうするかとか、何カ月どうするかという、そういう制度の問題でして、育児休業ですとか男女共同参画の機会の均等ですとか、そういった制度的な面ではなしに、すでに制度として整備されたものについての具体的な数値の問題です。ですから、今回につきましては、勧告が出された以上、先ほど申し上げましたように、あえてそれを採択しないという根拠はないと思いますので、これについては勧告に従って、同等の措置をとるのが適切だというふうに判断をしております。

以上、お答えをさせていただきます。

○議長（河野 司君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これより、議案質疑に対する関連質疑を許します。

関連質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午前 9時48分 休憩）

（午前10時11分 再開）

○議長（河野 司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先の鈴木議員の質疑は、関連質疑ではございませんでしたので、以上で関連質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております、議第42号から議第47号までの各議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご異議なしと認めます。よって、議第42号から議第47号までの各議案につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、ただいま議題となっております各議案について、順次討論および採決をいたします。

まず、議第42号について、討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（河野 司君） 討論がないようですので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議第42号専決処分につき承認を求めることについて(野洲市税条例等の一部を改正する条例)は原案のとおり承認されました。

次に、議第43号について、討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(河野 司君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議第43号専決処分につき承認を求めることについて(平成20年度野洲市一般会計補正予算(第6号))は原案のとおり承認されました。

次に、議第44号について、討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(河野 司君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議第44号専決処分につき承認を求めることについて(平成20年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号))は原案のとおり承認されました。

次に、議第45号について、討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（河野 司君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議第４５号専決処分につき承認を求めることについて（平成２０年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算（第３号））は原案のとおり承認されました。

次に、議第４６号について、討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（河野 司君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議第４６号専決処分につき承認を求めることについて（平成２０年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第５号））は原案のとおり承認されました。

次に、議第４７号について、討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（河野 司君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議第４７号野洲市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例に

については原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもって、平成21年第2回野洲市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。(午前10時16分 閉会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成21年5月25日

野洲市議会議長 河 野 司

署 名 議 員 本 田 章 紘

署 名 議 員 川 口 東 洋